

# 第5次柴田町総合計画策定方針

平成21年10月16日

柴田町

— 目 次 —

1	総合計画策定の趣旨	1
2	総合計画の概要	1
3	総合計画策定の視点	2
4	総合計画の策定体制	3
5	総合計画策定スケジュール	4

(添付資料)

別紙1 第5次柴田町総合計画策定体制図

別紙2 第5次柴田町総合計画策定スケジュール

## 1 総合計画策定の趣旨

柴田町では、平成13年度(2001年)を初年度とする「柴田町新長期総合計画(新しばた21)」により諸施策を展開してきましたが、現計画は平成22年度に目標年次を迎えます。

しかし、少子高齢化の進行による人口構造の変化、人口の減少、環境問題の深刻化、経済の低迷化など行政を取り巻く環境の大きな変化に伴い、行政に求められるニーズが高度化・多様化する一方で、国・地方自治体ともに深刻な財政危機に直面しています。

全国の自治体においては行政課題に対応する手法の一つとして市町村合併が展開されてきましたが、柴田町は平成21年4月に柴田町・村田町・大河原町合併協議会を離脱して自立の道を歩むことになり、住民との協働のもとに、質の高いコンパクトシティの実現を目指しています。

このような中で、町が持続的発展を遂げるためには、限られた財源、資源を効率的、効果的に活用できるような自治体経営基盤を確立するとともに、地域の特色が活かせるような政策を自らが考え、それらの政策を総合的かつ体系的に構築し展開することが求められています。

そのため、柴田町では、こうした社会潮流や行政を取り巻く状況の変化、町の地域特性等を踏まえつつ、町の目指すべき将来の姿を明確に示し、新たな町政運営の指針となる「第5次柴田町総合計画」を策定するものです。

## 2 総合計画の概要

### (1) 計画の名称

第5次柴田町総合計画

(愛称、別称については、計画の策定過程において町民の意向も考慮しながら決定します。)

### (2) 計画の構成

「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構造とします。

### (3) 計画の内容

#### ① 基本構想

町の現状、課題及び可能性などを踏まえ、まちづくりの基本理念、目指すべきまちの将来像を定め、それを実現するための施策の基本的な方向性を示すものです。長期的な展望に立って総合的かつ計画的な自治体経営を行うための基本指針となるものです。

・計画期間 平成23年度(2011年度)～平成32年度(2020年度)の10年間

- ・目標年次 平成 32 年度（2020 年度）

## ② 基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって取り組むべき基本的施策を総合的、体系的に示すものです。社会経済情勢の変化に対応するため、計画期間は、前期と後期に区分し、各 5 年の計画期間とします。

- ・前期基本計画：平成 23 年度（2011 年度）～平成 27 年度（2015 年度）
- ・後期基本計画：平成 28 年度（2016 年度）～平成 32 年度（2020 年度）

## ③ 実施計画

総合計画の実効性を確保し、基本計画に掲げる基本的施策を実現するための具体的な事務事業を示すもので、毎年度の予算編成の指針とします。計画期間は 3 年間とし、社会経済情勢の変化に対応するため、ローリング方式で毎年見直しを行います。

# 3 総合計画策定の視点

## (1) わかりやすい計画づくり

総合計画は、行政運営の目標を示すだけでなく、まちづくりの主体である町民と行政の共通目標であることが求められるため、よりわかりやすい内容や表現に努め、町民の目線に立ったわかりやすい計画づくりを進めます。

## (2) 住民との協働による計画づくり

まちづくりの基本的指針となる総合計画は、行政だけが設計し役割を担うのではなく、地域や町民が一緒になって策定するという認識のもとに進めていく必要があります。計画策定の段階に応じ町民の意識調査、地区懇談会等を実施し、町民と情報を共有するとともに住民参加の機会の確保に努め、広く町民の意見を集約することで町民の目線に立った計画づくりを進めます。

また、住民が主体となった参加と協働のまちづくりの実現を目指した、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の趣旨、内容が総合計画に十分反映できるよう、同条例と総合計画との整合性を図ります。

## (3) 行財政改革の推進と実現性の確保

少子高齢化や経済の停滞は地方税収にも影響を及ぼしており、町の財政状況も依然として厳しい状況にあります。

このような状況から、計画の策定に当たっては、より一層の行財政改革を進めるとともに、中長期的な財政予測との整合を図り、重要度や緊急性など事業の優先度

を考慮して、効率的で実現性の高い計画策定に努めます。

## 4 総合計画の策定体制

第5次柴田町総合計画を策定するための体制は、次のとおりとします。**別紙1**

### (1) 柴田町総合計画審議会

柴田町総合計画審議会条例により設置する審議会で、委員は行政委員会（農業委員会・教育委員会）の委員、学識経験者、公共的団体等の代表者及び公募住民等の20人以内で構成します。

審議会は、町長の諮問に応じ必要な事項の調査及び審議を行い、総合計画に関する答申を行います。

### (2) 住民参加

総合計画の策定において幅広く住民の意見や提案を反映させるため、次のような手法により、広く住民の意見を聴取し、計画への住民参加に努めます。

#### ① 町民意識調査

町の施策についての満足度や課題、まちづくりへの意識を調査し、総合計画に町民の意見を反映させるため、町内に住所を有する満18歳以上の男女、3,000人を対象に町民意識調査（柴田町まちづくりアンケート）を実施します。

#### ② まちづくりワークショップ

まちづくりワークショップは20人以内の公募町民で設置し、まちの将来像についての話し合いを行います。

#### ③ 地区懇談会

地区住民から将来のまちづくりについての意見や提案をいただくため、地区懇談会を開催します。

#### ④ 各種団体ヒアリング

各種団体の今後の動向や展望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施します。

#### ⑤ パブリックコメント

総合計画の基本構想案及び基本計画案をホームページ等に掲載し、町民からの意見を求めます。

### (3) 庁内体制

総合計画は町の最上位の計画であり、計画行政の根幹となることから、全庁的な策定体制を構築し、職員の創意を結集します。

#### ① 総合計画策定委員会

町長、副町長及び教育長並びに課長相当職及び専門監等（庁議メンバー）で組織し、基本構想案及び基本計画案について庁内における意思決定機関として最終的な合意形成を図ります。

#### ② 総合計画策定専門部会

課長相当職及び専門監等並びに班長職等で組織する部会で、町民生活部会、産業振興部会、都市建設部会、教育文化部会及び行財政部会の5つの部会を置きます。総合計画の各分野ごとに計画案を策定します。

#### ③ 総合計画策定職員ワーキンググループ

町の中堅職員で構成する計画策定のワーキンググループで、総合計画に関する調査、研究及び提案等を行います。

#### ④ 全職員

計画策定には職員すべてが一丸となって取り組んでいく必要があり、職員一人ひとりが自覚を持って積極的に計画策定に関わっていくものとします。

## 5 総合計画策定スケジュール

### (1) 計画別スケジュール

総合計画を構成する3つの計画は、次のとおり策定作業を進めます。

#### ① 基本構想

平成21年11月から策定作業に取り掛かり、平成22年5月を目途に素案をまとめます。最終的に総合計画審議会の答申を経て、平成23年3月議会に基本構想案を議会に提案します。

#### ② 基本計画

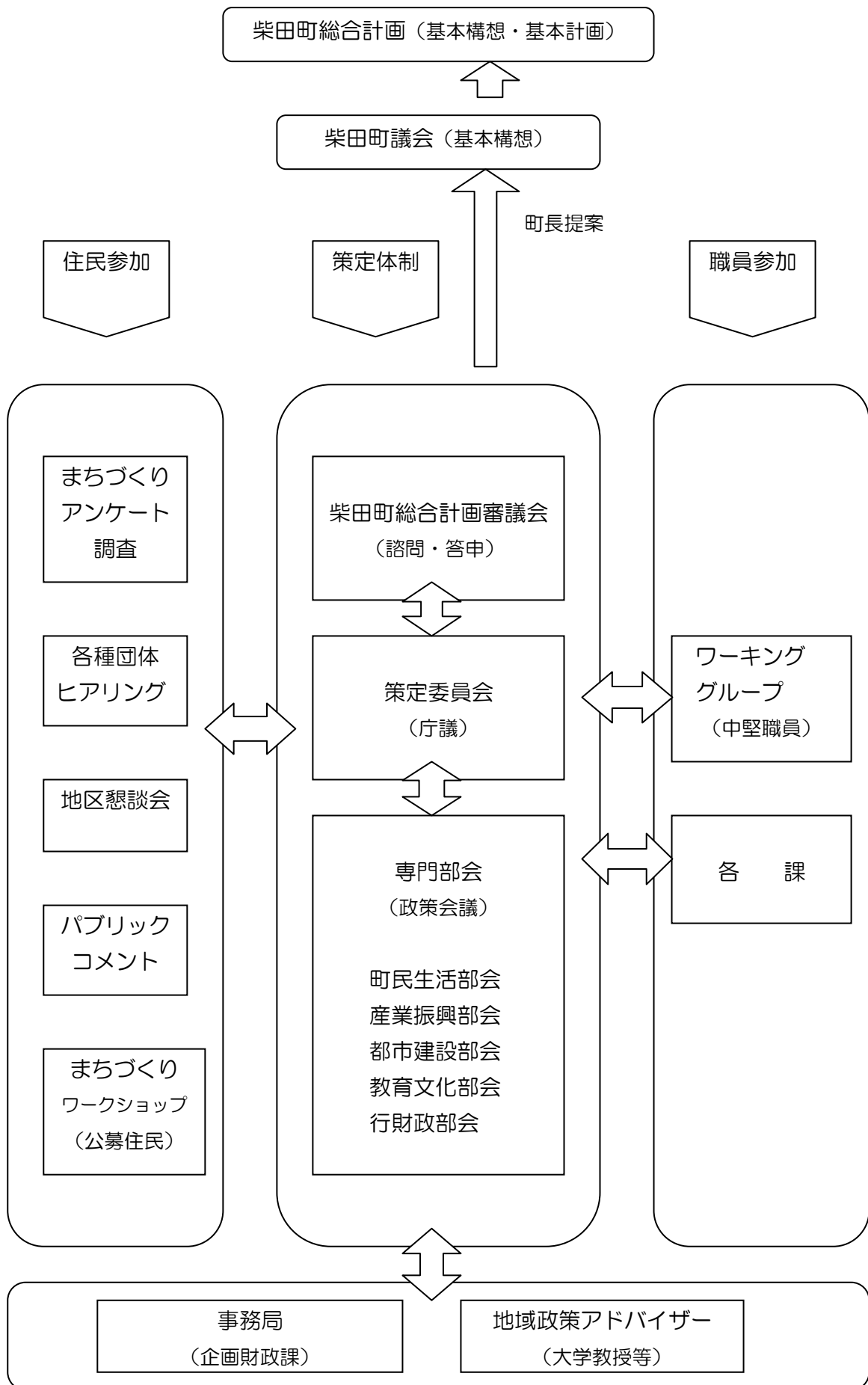
平成22年6月から策定作業に取り掛かり、平成22年12月を目途に素案をまとめて、総合計画審議会の答申により計画を定めます。

③ 実施計画

基本構想、基本計画を定めた後に策定します。

(2) 策定体制スケジュール

策定体制の各セクションの策定スケジュールは別紙2のとおりとします。



別紙2

第5次柴田町総合計画策定スケジュール

